

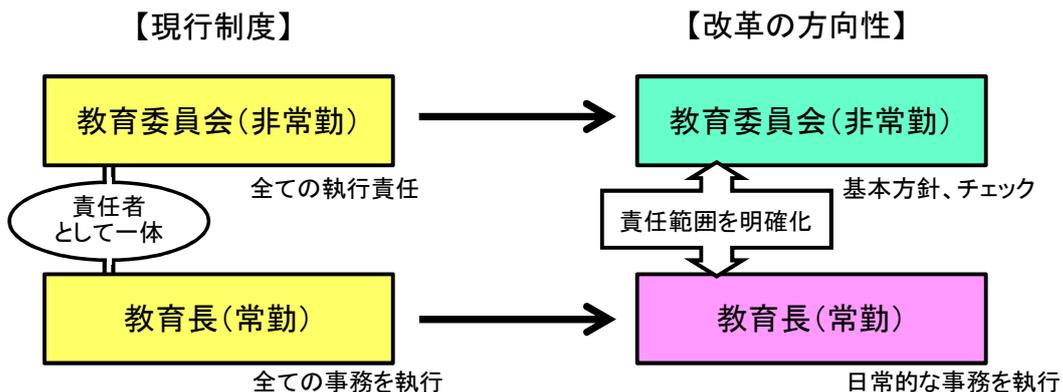
## 教育委員会制度の改革に関する論点メモ

### ○ 教育長、教育委員会の位置づけ

	【現行制度】		【改革の方向性】
			政治的中立性、継続性、安定性を確保するため、
教育委員会	執行機関	→	① <u>首長の附属機関</u> として、答申・建議・勧告などを行うこととするか
		→	② <u>性格を改めた執行機関</u> として、基本方針の審議やチェックを行うこととするか（別紙※2.）
		→	③ <u>教育長の附属機関</u> として、答申・建議・勧告などを行うこととするか（※教育長が執行機関の場合）

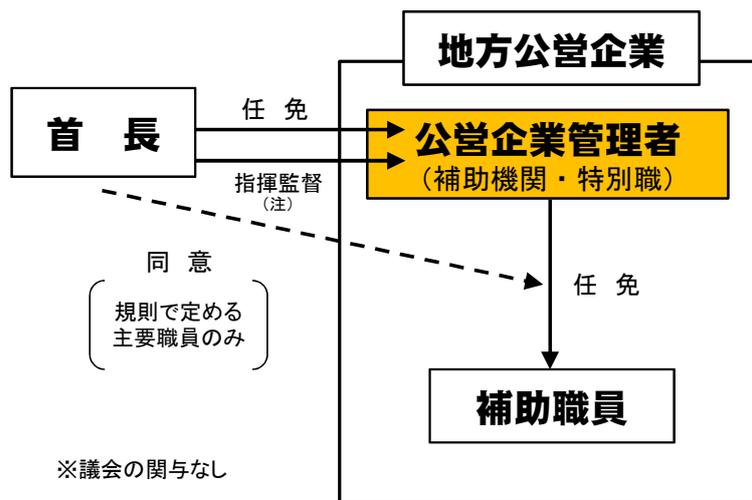
	【現行制度】		【改革の方向性】
			教育長を地方教育行政の責任者とするため、
教育長	教育委員会の補助機関	→	① <u>首長の補助機関</u> としつつ、一定の独立性を確保するか（別紙※1.）
		→	② <u>教育委員会の補助機関</u> としつつ、日常の事務執行の責任者とするか（※教育委員会が執行機関の場合）
		→	③ <u>執行機関</u> とするか

### ○ 教育長と教育委員会との関係



(別紙)

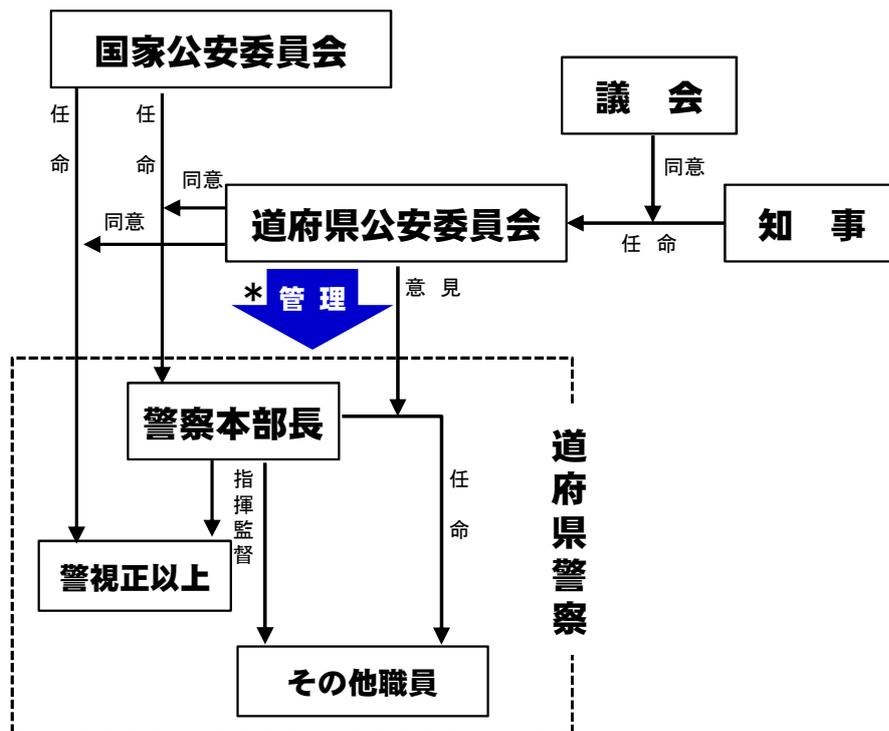
※ 1. 地方公営企業管理者



※議会の関与なし

(注) 法定された特別な場合にのみ必要な指示ができる。

※ 2. 公安委員会



\* 「管理」とは

事務執行の細部についての個々の指揮監督を含まないが、公安委員会の所掌事務について大綱方針を定め、その大綱方針に即して警察事務の運営を行わせるために、警察庁又は都道府県警察を監督する趣旨であり、警察庁又は都道府県警察における事務の処理が、大綱方針に適合していないと認めるときは、必要な指示を行うこととなる。

(出典：平成 15 年版警察白書)

## ○ 首長と教育長との関係

- ・ 首長が議会の同意を得て教育長を任命することとした場合、首長と任期の連動についてどう考えるか。  
(当選後直ちに新教育長を任命できるようにすべきか、従来どおり首長とは別に教育長の任期が続く制度とすべきか。)
- ・ 首長が議会の同意を得て教育長を罷免できることとした場合、罷免の要件についてどう考えるか。  
(現行制度の教育委員の罷免要件以上の要件をどのように規定できるか。)

(参考条文)

### ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)(抄)

第7条 地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、これを罷免することができる。

2～4 (略)

### ○ 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)(抄)

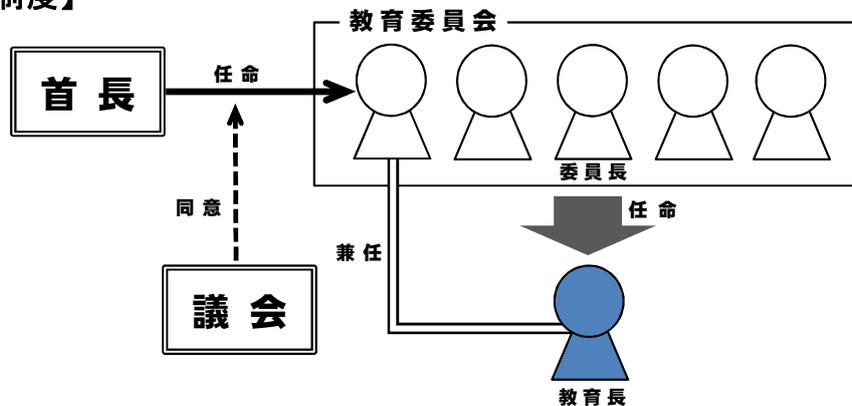
第7条の2 (略)

2～6 (略)

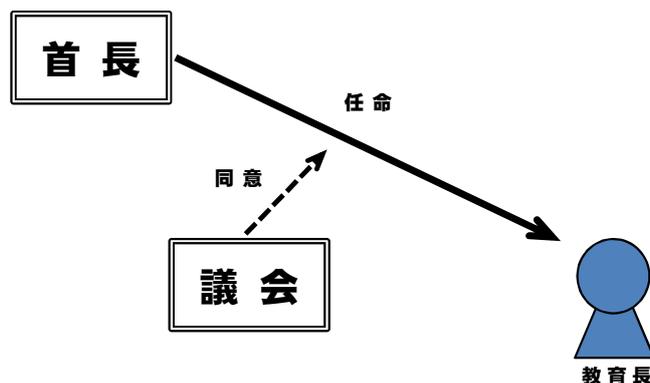
7 地方公共団体の長は、管理者が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は管理者の業務の執行が適当でないため経営の状況が悪化したと認める場合その他管理者がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

8～11 (略)

### 【現行制度】



### 【制度改革後のイメージ】





(参考2) 行政委員会等の委員の任命、任期、罷免について

	名称	任命	任期	罷免
都道府県・市町村	<b>教育委員会</b> (地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、 <u>地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。</u> (第4条第1項) 地方公共団体の長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない。(4条4項)	4年 (第5条第1項)	地方公共団体の長は、委員が <u>心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合</u> においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、これを罷免することができる。(第7条第1項) 委員は、前三項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。(第7条第4項)
	<b>選挙管理委員会</b> (地方自治法)	選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、 <u>普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。</u> (第182条第1項)	4年 (第183条第1項)	普通地方公共団体の議会は、選挙管理委員が <u>心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める</u> とき、又は選挙管理委員に <u>職務上の義務違反その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認める</u> ときは、議決によりこれを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。(第184条の2第1項) 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。(第184条の2第2項)
	<b>人事委員会 公平委員会</b> (地方公務員法)	委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者の中から、 <u>議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。</u> (第9条の2第2項)	4年 (第9条の2第10項)	地方公共団体の長は、委員が <u>心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める</u> とき、又は委員に <u>職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める</u> ときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。(第9条の2第6項) 委員は、前二項の規定による場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。(第9条の2第7項)

	名称	任命	任期	罷免
	<b>監査委員</b> (地方自治法)	<u>監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。(第196条)</u>	識見を有する者のうちから選任される者：4年 議員のうちから選任される者：議員の任期 (第197条)	普通地方公共団体の長は、 <u>監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。(第197条の2第1項)</u> 監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。(第197条の2第2項)
都道府県	<b>公安委員会</b> (警察法)	<u>委員は、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て、任命する。但し、道、府及び指定県にあつては、その委員のうち二人は、当該道、府又は県が包括する指定市の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものうちから、当該指定市の市長がその市の議会の同意を得て推せんしたものについて、当該道、府又は県の知事が任命する。(第39条第1項)</u>	3年 (第40条第1項)	都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、 <u>当該都道府県の議会の同意を得て、これを罷免することができる。但し、第三十九条第一項但書に規定する委員の罷免については、道、府又は指定県の知事は、当該指定市の市長に対しその市の議会の同意を得ることを求めるものとし、その同意があつたときは、これを罷免することができる。(第41条第2項)</u> 前四項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されることがない。(第41条第6項)
	<b>労働委員会</b> (労働組合法)	<u>使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、都道府県知事が任命する。(第19条の12第3項)</u>	2年 (第19条の12第6項による第19条の5第1項の準用)	都道府県知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、 <u>都道府県労働委員会の同意を得て、その委員を罷免することができる。(第19条の12第6項による第19条の7第2項の準用・読替)</u>

名称	任命	任期	罷免
<b>収用委員会</b> (土地収用法)	委員及び予備委員は、法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、 <u>都道府県の議会の同意を得て、都道府県知事が任命する。</u> (第52条第3項)	3年 (第53条第1～4項)	委員及び予備委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。(第55条第1項) 一 収用委員会の議決により <u>心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。</u> 二 収用委員会の議決により <u>職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。</u> 委員及び予備委員が前項各号の一に該当するときは、都道府県知事は、その委員及び予備委員を罷免しなければならない。(第55条第2項)
<b>海区漁業調整委員会</b> (漁業法)	委員は、次に掲げる者をもつて充てる。 一 次条の規定により選挙権を有する者が同条の規定により <u>被選挙権を有する者につき選挙した者九人</u> (農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあつては、六人) 二 学識経験がある者及び海区内の公益を代表すると認められる者の中から <u>都道府県知事が選任した者六人</u> (前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、四人)(第85条第3項)  ※海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有する者であつて、一年に九十日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するものは、海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する。(第86条第1項)	4年 (第98条第1～4項)	都道府県知事は、 <u>特別の事由があるときは、第八十五条第三項第二号の委員を解任することができる。</u> (第100条)
<b>内水面漁場管理委員会</b> (漁業法)	委員は、当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕をする者を代表すると認められる者及び学識経験がある者の中から <u>都道府県知事が選任した者をもつて充てる。</u> (第131条第2項)	4年 (第132条による第98条第1項の準用)	都道府県知事は、 <u>特別の事由があるときは、第八十五条第三項第二号の委員を解任することができる。</u> (第132条による第100条の準用)

	名称	任命	任期	罷免
市町村	<b>農業委員会</b> (農業委員会等に関する法律)	<p>委員は、<u>選挙による委員及び選任による委員とする。</u>            (第4条第2項)</p> <p>農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、四十人を超えない範囲内で条例で定める。(第7条第1項)</p> <p>市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を<u>委員として選任しなければならない。</u>(第12条)</p> <p>一 農林水産省令で定める<u>農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)又は組合員各一人</u></p> <p>二 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき<u>学識経験を有する者四人</u>(条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数)以内</p> <p>※農業委員会の区域内に住所を有する次に掲げる者で年齢二十年以上のものは、当該農業委員会の選挙による委員の選挙権及び被選挙権を有する。(第8条第1項)</p> <p>一 都府県にあつては十アール、北海道にあつては三十アール以上の農地につき耕作の業務を営む者</p> <p>二 前号の者の同居の親族又はその配偶者(その耕作に従事する日数が農林水産省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。)</p> <p>三 第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人(農地法第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。)の組合員、社員又は株主(その耕作に従事する日数が前号の農林水産省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。)</p>	3年 (第15条第1項)	<p>市町村長は、第十二条の規定により選任した委員について、これを推薦した団体又は議会から農林水産省令で定めるところにより<u>解任すべき旨の請求があつたときは、その請求に係る委員を解任しなければならない。</u>(第17条)</p> <p>※農業委員会等に関する法律施行規則</p> <p>法第十七条の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を市町村長に提出してしなければならない。(第9条)</p>
	<b>固定資産評価審査委員会</b> (地方税法)	<p>固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、<u>当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。</u>(第423条第3項)</p>	3年 (第423条第6項)	<p>市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が<u>心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合</u>においては、当該市町村の議会の同意を得てその任期中にこれを罷免することができる。(第427条)</p>

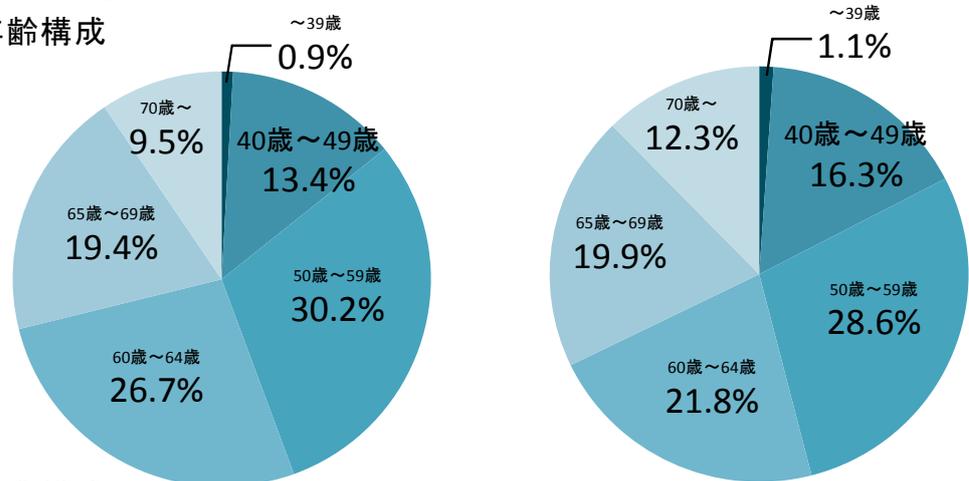
	名称	任命	任期	罷免
	副知事 副市町村長 (地方自治法)	都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。(第161条) 副知事及び副市町村長は、 <u>普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。</u> (第162条)	4年 (第164条)	<u>普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。</u> (第164条但書)
	警視總監 道府県警察本部長 (警察法)	都警察に警視總監を、道府県警察に道府県警察本部長を置く。(第48条第1項) 警視總監は、 <u>国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て、任免する。</u> (第49条第1項) 警察本部長は、 <u>国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て、任免する。</u> (第50条第1項)	—	都公安委員会は、国家公安委員会に対し、警視總監の懲戒又は罷免に関し必要な勧告をすることができる。(第49条第2項) 道府県公安委員会は、国家公安委員会に対し、警察本部長の懲戒又は罷免に関し必要な勧告をすることができる。(第50条第2項)
	公営企業管理者 (地方公営企業法)	地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第二条第一項の事業ごとに管理者を置く。(第7条) 管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、 <u>地方公共団体の長が任命する。</u> (第7条の2第1項)	4年 (第7条の2第4項)	地方公共団体の長は、管理者が <u>心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は管理者の業務の執行が適当でないため経営の状況が悪化したと認める場合その他管理者がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。</u> (第7条の2第7項)

## ○ 教育委員の任命

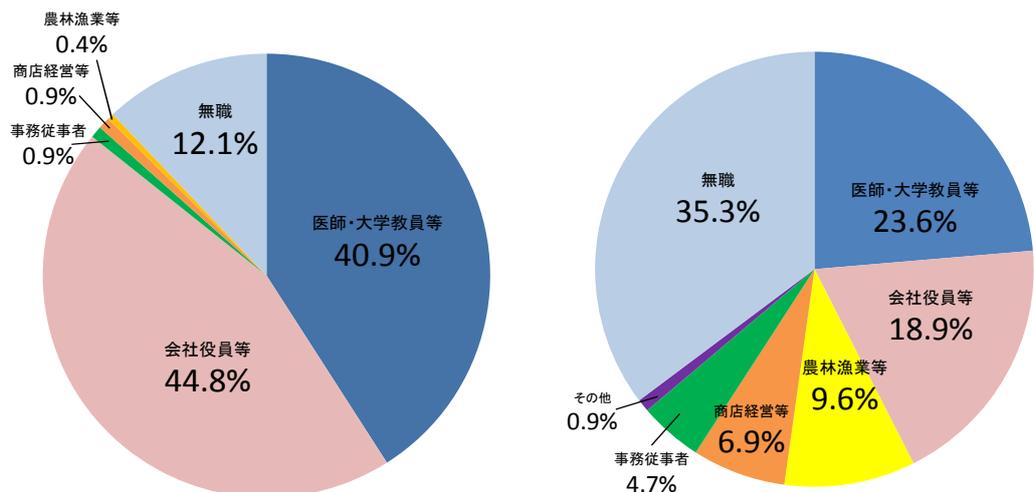
- ・ 教育委員にどのような人物を誰がどのような手続きで任命するか。
- ・ 継続性・安定性を確保する観点から、教育委員の任期については、現在と同様に、毎年1、2名が交代するという制度でよいか。
- ・ 引き続きレイマンコントロールを重視していくのか。高い専門性を持つ教育委員も必要と考えるか。
- ・ 教育活動に直接関わっている人を教育委員に含めることが必要と考えるか。
- ・ 原則5名（6名以上も可）となっている委員の人数についてどのように考えるか。また、小規模自治体における教育委員の人数（町村は3名以上）をどう考えるか。

### （参考3）教育委員に関するデータ ※左：都道府県、右：市町村（指定都市・特別区を含む）

#### ① 教育委員の年齢構成



#### ② 教育委員の職業構成



	都道府県	市町村
平均年齢	59.5 歳	59.3 歳
平均在職期間	3.9 年	4.6 年
保護者委員の割合	26.7%	29.9%
教職経験有	22.4%	28.3%

※ 出典：平成23年度教育行政調査（文部科学省）より

## ○ 教育委員会の審議を必要とする事務について

現行制度における、教育長に委任できない事務を踏まえ、新たな制度において教育委員会の審議を必要とする事項をどう考えるか。

地教行法第26条第2項により、合議体の教育委員会で決定しなければならない事務

- ① 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること
- ② 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること
- ③ 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること
- ④ 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること
- ⑤ 教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価に関すること
- ⑥ 首長が歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合、首長に対する意見の申出に関すること

※現行制度において教育委員会が管理・執行することとされている事務

1 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること	10 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること
2 学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること	11 学校給食に関すること
3 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること	12 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること
4 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること	13 スポーツに関すること
5 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること	14 文化財の保護に関すること
6 教科書その他の教材の取扱いに関すること	15 ユネスコ活動に関すること
7 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること	16 教育に関する法人に関すること
8 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること	17 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること
9 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること	18 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること
	19 上記に掲げるものの他、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること

## 1. 個別の法律において規定されている教育委員会の事務の例

### ○学校教育法

- ・市町村立の高校や特別支援学校等を設置、廃止するときは、都道府県教育委員会が認可する（第4条）
- ・市町村教育委員会は、他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる（第35条）  
など

### ○教育職員免許法

- ・免許状は、都道府県教育委員会が授与する（第5条）
- ・免許管理者として、都道府県教育委員会は、免許状を有する者の申請により、免許状を更新する（第2条、第9条の2）  
など

### ○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

- ・都道府県教育委員会は、教科用図書採択地区を設定する（第12条）
- ・採択地区内の市町村教育委員会は、協議して同一の教科書を採択する（第13条）  
など

### ○社会教育法

- ・市町村教育委員会の事務（第5条）、都道府県教育委員会の事務（第6条）→【別紙】
- ・市町村の設置する公民館の館長その他必要な職員は、教育長の推薦により、市町村教育委員会が任命する（第28条）
- ・法人設置立公民館が違反行為を行ったときは、都道府県教育委員会が、その事業の停止を命ずることができる（第40条）  
など

### ○文化財保護法

- ・都道府県教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる（第110条）
- ・管理団体である地方公共団体が行う史跡名勝天然記念物の管理・復旧によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償するに当たっての補償の額は、当該地方公共団体の教育委員会が決定する（第117条）  
など

### ○鉄砲刀剣類所持等取締法

- ・都道府県教育委員会は、美術的価値のある古式鉄砲・刀剣類を登録する（第14条）
- ・美術的価値のある刀剣類を制作しようとする者は、都道府県教育委員会の承認を受ける（第18条の2）  
など

## 2. 個別の法律において規定されている教育長の事務の例

### ○教育公務員特例法

- ・大学付置の学校以外の公立学校の校長の採用や教員の採用・昇任に係る選考は、任命権者である教育委員会の教育長が行う（第11条）
- ・指導主事・社会教育主事の採用・昇任に係る選考は、当該教育委員会の教育長が行う（第15条）  
など

### ○社会教育法

- ・市町村の設置する公民館の館長その他必要な職員は、教育長の推薦により、市町村教育委員会が任命する（第28条）【再掲】

○社会教育法

第5条：市町村の教育委員会の事務

- ① 社会教育に必要な援助を行うこと。
- ② 社会教育委員の委嘱に関する事。
- ③ 公民館の設置及び管理に関する事。
- ④ 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関する事。
- ⑤ 所管に属する学校が行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関する事。
- ⑥ 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関する事。
- ⑦ 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関する事。
- ⑧ 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関する事。
- ⑨ 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関する事。
- ⑩ 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関する事。
- ⑪ 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関する事。
- ⑫ 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事。
- ⑬ 主として学齡児童及び学齡生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齡児童及び学齡生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関する事。
- ⑭ 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。
- ⑮ 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。
- ⑯ 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関する事。
- ⑰ 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関する事。
- ⑱ 情報の交換及び調査研究に関する事。
- ⑲ その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務

第6条：都道府県の教育委員会の事務

市町村教育委員会の事務＋以下の事務

- ① 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行う事。
- ② 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関する事。
- ③ 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関する事。
- ④ 市町村の教育委員会との連絡に関する事。
- ⑤ その他法令によりその職務権限に属する事項